

令和6年度第2回阿南市公共下水道事業受益者負担金等審議会議事録

1. 日時

令和6年6月27日（木）

午後2時から午後2時53分まで

2. 場所

阿南市役所2階 202・203・204 会議室

3. 出席者

（審議会委員）近藤光男会長、湯城豊勝副会長、渡部友子委員、山崎雅史委員、平山正光委員、住友利広委員、下川将吾委員、紅露清恵委員、井出敬子委員、市原央紀委員、多田秀高委員、川野理恵委員、西田修委員、高山秀樹委員、柏木邦雄委員

（事務局）山田課長、森口課長補佐、島主査、井上主事（以上、環境保全課）、松原課長、重田課長補佐、中西課長補佐、藤井課長補佐、戸根事務主任、高島主事（以上、下水道課）

4. 会議経過

1. 開会の挨拶
2. 審議会委員出欠状況報告
3. 審議会委員の紹介
4. 審議会事務局紹介
5. 審議

(会 長) 委員の皆さん、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本日も円滑な議事進行に御協力をよろしくお願いいたします。

さて、本審議会は、今年1月11日に岩佐市長から阿南市公共下水道事業の使用料等について諮問を受けまして、同日の第1回会議におきまして、春日野処理区の使用料の在り方について審議をいたしました。

前回の会議では市の方針を踏まえ、委員の皆様にご意見をいただきましたが、据え置き有りきではなく、適正な使用料について審議する必要があるとして、その審議に必要な資料の提出や説明をお願いしておりました。

このことにつきまして、関係する資料を事前に委員の皆様にお送りさせていただいております。

本日は、春日野処理区の維持管理費及び使用料収入見込みなどを確認し、改めて春日野処理区の使用料の在り方について協議し、答申に向けて意見集約ができればと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

なお、答申は、あくまで使用料の在り方ということでございまして、使用料の額を決めるものではございませんので、そのことを踏まえた上で御審議をお願いいたします。

議事の進め方でございますが、まず初めに事務局から維持管理費及び使用料収入の見込みについて説明をいただきます。その後、質疑を受けた上で、使用料の在り方について議論を深めたいと思います。

それでは早速ですが、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 失礼します。環境保全課の森口です。

阿南市公共下水道春日野処理区の下水道使用料、受益者負担金について御説明させていただきます。

事前にお配りしております、カラー刷りの資料とスクリーンに映す内容は同じものですので見えにくい場合などに確認していただければと思います。

それでは着席して説明させていただきます。

2 ページを御覧ください。目次の通り、次の1から6の項目について順を追って御説明いたします。

3 ページを御覧ください。今回の会議が初めての出席となる委員の方がいらっしゃいますので、これまでの取組を簡単にまとめさせていただきました。

年表の中ほどでございますが、第1回受益者負担金等審議会を本年1月11日に開催いたしました。その後、6月2日に春日野体育館におきまして、春日野地域の住民を対象に説明会を開催しております。

また、今後の予定といたしましては、本審議会からの答申をいただいた上で、下水道使用料等の額を定め、令和7年4月の公共下水道事業転換に向け、下水道法に基づく事業計画の策定など、必要な行政手続を進める予定としております。

4 ページを御覧ください。このグラフと表は、令和6年3月末現在の春日野地域の人口と世帯数でございます。総人口は2,292人で、世帯数は1,149世帯となっております。総世帯数のうち、65歳以上の高齢者世帯は全体の47パーセントと高齢化が進んでおります。

また、住宅種類別で見ますと、戸建て住宅にお住まいの世帯は全体の64パーセント、県営住宅が30パーセントといった状況となっております。

5 ページを御覧ください。この図は、下水処理に係る経費と財源の関係性について示したものでございます。下水道事業の事業運営は、必要な経費を使用料で賄う独立採算制を原則としており、維持管理にかかる費用は基本的に下水道使用料で賄う必要がございます。

また、下水施設は将来にわたって長年使用することから、世代間の公平性の観点から、建設費の財源の一部として発行した地方債の償還元利金は、一般会計からの繰入金や受益者負担金を財源とするのが通常となっております。このうち、本日の会議では、下水道使用料及び受益者負担金について御審議をいただきたいと考えております。

6 ページを御覧ください。ここでは、春日野下水道の使用料収入及び公共下水道に事業転換した場合における維持管理費の見積額について御説明をさせていただきます。

まず、左上に春日野下水道使用料収入実績を記載しておりますが、年間約 2,450 万円の使用料収入がございます。その下に、水道使用量別の使用戸数割合を記載しており、基本料金のみ世帯は約 35 パーセント、次いで 11 立方メートルから 20 立方メートルが約 35 パーセントといった状況となっております。

また、資料の右側には、公共下水道に事業転換した場合の維持管理に係る必要な経費を見積りした額を記載しており、総額で約 8,650 万円となっております。

7 ページを御覧ください。6 ページでお示ししました下水道使用料の収入見込額と令和 7 年度の維持管理費の見積額を比較すると、約 6,200 万円の財源不足が生じる見込みとなっております。春日野地域下水道は現在、コミュニティ・プラント方式により事業運営を行っており、大きな修繕や工事等が発生しない限り、収支のバランスは保たれておりますが、公共下水道に事業転換しますと、赤字で記載した費用が新たに必要となります。このうち人件費は施設の更新に向けて新たに職員等を配置する費用でございます。施設の維持管理業務は、下水道法に基づく資格を有する者が行わなければならないことから、市の職員は従事できないため、民間に委託するための費用でございます。

また、その他公営企業法の財務規定を適用することにより、必要な経費を見込んでおります。

なお、維持管理費約 8,650 万円は、あくまで見積額でございますので、実際に予算を編成し、予算を執行することにより、財源不足額はもっと少なくなる可能性があります。

8 ページを御覧ください。区分別収支見込み等使用料の設定案として、独立採算を基本とした場合と、国からの提言を参考とした場合の使用料を参考まで

に試算しております。このうち、独立採算を基本とした場合は、使用料収入は維持管理費と同額の約 8,650 万円となり、収支のバランスは保たれます。

また、国からの提言を参考とした場合の使用料収入は、約 3,800 万円となり、現在の使用料収入より約 1,350 万円増加しますが、約 4,850 万円の財源不足が見込まれます。

総務省は、「現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあつては、まずは使用料単価を 1 立方メートル当たり 150 円、家庭使用料金 1 か月当たり 20 立方メートル使用した場合 3,000 円に引き上げること」と提言しており、汚水処理原価を回収できない見込みである春日野処理区に当てはめて考えることができます。

なお、富岡処理区はこの総務省の単価を参考に使用料の額を定めております。

9 ページを御覧ください。ここでは、8 ページで試算した使用料収入を得るための使用料の単価をお示ししております。

現在の春日野地域下水道の使用料は一番下の料金単価となっております。ここから、国からの提言を参考とした場合の使用料とした場合は、基本料金 800 円を 1,400 円に、また、11 立方メートル以上の追加料金の単価については、110 円から 150 円、155 円、160 円といった設定になると考えております。

次に、独立採算を基本とした場合の使用料とした場合は、基本料金 800 円を 3,900 円に、また、11 立方メートル以上の追加料金の単価については、110 円から 280 円、285 円、290 円といった設定になると考えております。

維持管理費及び使用料に関する説明は以上でございます。

続きまして、受益者負担金について御説明させていただきます。

10 ページをお開きください。受益者負担金につきましては、第 1 回審議会でご説明させていただいた内容と重なる部分がございますので、要点のみの説明とさせていただきます。

受益者負担金制度は、土地の利用価値に着目した制度でございます。下水道

が整備されると、住みよい生活環境が生まれ、その土地の利用価値が増大しますが、その恩恵を受けられるのは下水道整備区域内に土地を有する特定の人々に限られます。このことから、受益と負担の公平を保ちながら、下水道整備によって恩恵を受ける方々に事業費の一部を負担していただくものでございます。本市では受益者負担金の賦課・徴収について、阿南市公共下水道事業受益者負担金条例に必要な事項を定めております。

11 ページを御覧ください。これは、阿南市公共下水道受益者負担金条例を抜粋・要約したものでございます。

第1条では、都市計画事業として施行する公共下水道事業に要する費用の一部に充てるためと規定しており、受益者負担金を賦課する区域を定め、受益者ごとに負担金を徴収することを規定しております。

12 ページを御覧ください。春日野地域下水道事業におきましては、春日野団地を整備し、土地を購入した際に、コミュニティ・プラントの分担金として納付されておりますので、公共下水道に事業転換し、事業運営していくに当たり、改めて受益者負担金を賦課・徴収する必要はないと考えております。

また、施設を更新した場合においても同様であると考えておりますが、念のため関係行政機関の見解を確認したところ、次の通り助言をいただきました。要約いたしますと、受益者負担金は土地の値段の上昇を受益とし、原則1回限り賦課するものであること。また、施設の更新をもって土地の利用価値が増大するとは考えにくいとのことでした。

13 ページを御覧ください。このことを踏まえ、本市はこれまでの方針どおり、既に下水道が整備され、下水道を使用されている春日野処理区については、受益者負担金は徴収することはできないものと考えております。

14 ページを御覧ください。公共下水道春日野処理区の全体事業計画では、ピンクで囲んだ現在の下水道処理区域に加え、黄色で着色した地域についても、将来において下水道を整備する方針としております。この下水道未整備地区に

つきましては、将来において下水道に接続が可能となった際に、受益者負担金を賦課・徴収する予定としております。

なお、未整備地区に係る受益者負担金につきましては、後年度におきまして改めて御審議をいただきたいと考えておりますので、参考としていただきたいと思っております。

阿南市公共下水道（春日野処理区）の下水道使用料、受益者負担金についての説明は以上でございます。

御審議をいただきますようお願いいたします。

（ 会 長 ） ありがとうございます。

それでは、これから御審議をいただくわけですが、その前に資料の説明をいただきましたので、質問から受けたいと思っております。

最初に説明がありました維持管理費につきまして質問等ございましたらお願いいたします。資料の6ページ、7ページのところで説明がありました。

よろしいでしょうか。

それでは、使用料収入について質問等がありましたらお願いいたします。

どうぞ、お願いします。

（ 委 員 ） いつもお世話になっております。市役所の〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

使用料についてということでございますので、前回の審議会において事務局から説明をさせていただきましたとおり、市はこれまで住民の皆様、ストックマネジメント計画により既存の処理施設の大規模な改修改築が必要となった際には、その一部について、下水道使用料として御負担をいただきたいと説明させていただいております。

このことを踏まえ、使用料の在り方やその適用方法については、審議会の御意見を参考に決めてまいりたいと考えておりますので御意見とさせていただきます。

(会 長) ありがとうございます。説明いただきましたが、質問は特にございませんでしたので、これから議論を進めていきたいと思います。

テーマは春日野処理区の使用料の在り方ということでございます。各委員の皆さんから御意見をいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたしませう。

はい、どうぞ。

(委 員) ○○と申します。まず議論に入る前にですね、阿南市には富岡地区、そして羽ノ浦は西春日野、岩脇の農業集落など下水道を運用をしているところがありますので、それについて、使用料の現況をもう一度、説明をお願いしたいと思ひます。

(会 長) 事務局、お願ひできますか。

(事務局) スライドの方に現況を表示しております。少し字が小さいので見えにくいと思ひますが、上の方から順を追って御説明をさせていただきます。

阿南市における下水道に係る公共下水道、コミュニティ・プラント、農業集落排水、合併処理浄化槽、単独浄化槽がございます。

まず、公共下水道は現在、富岡地区で供用開始しておりまして、月当たりでですね、20立方メートルを使用する家庭における年間の使用料の額は、約38,000円となっております。続いて、コミュニティ・プラントで運営しております4地域、まず一番上の春日野地域は、約25,000円、西春日野は約42,000円で、豊香野は約37,000円、伊島は約7万円、続いて農業集落排水、羽ノ浦町の一部の地域でございますが、4人世帯と仮定いたしまして約6万円、合併処理浄化槽を設置されている家庭で、5人槽の場合で年間の維持管理費も含めまして約68,000円の経費がかかっているものと考えております。

以上でございます。

(会 長) ありがとうございます。

どうぞ。

(委 員) 私どもは、富岡の分はちょうど始まったときから、だいぶん厳しいという予想しながらも、この使用料でやってきております。

各地区を見ますと、だいぶんばらつきがあるし、処理場の工事の仕方も違うということもありますが、やはり水道もしかり、できるだけ市民の皆さんに分かるように、公平性という意味で、料金の統一化を図っていくべきだと、私は考えております。

そして建築費は、どこの施設も市が行っているの、それは規模によっても違いますし、比較はできないわけですが、維持管理費を賄う使用料の額は、やはり統一性を持っていくべきだろうと思います。

以上です。

(会 長) ありがとうございます。

大事なキーワードとして「公平性」と、料金システムの「統一化」という御意見がございました。

その他いかがでしょうか。

はいどうぞ、〇〇委員お願いします。

(委 員) 私も〇〇委員さんの御意見にほぼ近いのですけれど、全体を統一するというのはとてもハードルが高いのではないかなと思うのですが、今回、春日野地域の皆さんがコミュニティ・プラントから公共下水道に移るということで、使用料においては、やはり富岡町レベルの使用料に引き上げたとしても、まだ独立採算制としては足りないところではありますので、まずは、富岡町並みに使用料を引き上げるべきなのではないかなと思います。

(会 長) ありがとうございます。

2人とも基本的な考え方が出たと思います。具体的には今日は春日野地区の議論でございますので、富岡町に準じた方法でいくということをお願いいたします。

他にいかがでしょうか。

はいどうぞ。〇〇委員お願いします。

(委 員) 春日野の〇〇と申します。

表を見せてもらったところ、春日野地区と富岡地区とは金額が13,000円ぐらい違うのですよね。値上がりすることは、この間、6月2日に来てくれて相談を受けましたけれどね。約70名が参加したのですけれど、分かっている人も分からない人もあったけれども、結局上がることは仕方ないと思っています。大体の人は、これは10年先のことを今、言よんですよね。10年先にこの事業ができるということで、今この金額は13,000円ぐらい違いますよね。それを急に言われても困るので、分かりやすく何回も住民に説明に来てもらって納得してもらえたらいいと思います。なので、急に13,000円も年間に上がりますとと言われても住民は納得せんと思いますよ。それでその都度都度に、こんな会に出てきたことをまた、また説明に来てもらって、それで納得したらしたで、納得して金額を払うと思いますので、皆さんの御意見をお願いします。

(会 長) ありがとうございます。大事な点があったと思います。

〇〇委員は春日野から来ていただいているのですが、住民説明会をしていただいて、もう上がるのは仕方ないと思っているのだけれど、いつ上がるかというのと、どのように上がっていくかというのが大きなポイントですよ。

この点について、事務局はいかがですか。これからどう考えておられるのかというところ。

(事務局) 環境保全課の山田です。よろしくお願いします。今回、御審議いただきますのは、まず使用料の在り方について御審議をいただきたいということで、あるべき料金水準について、まずお決めをいただきたいなというふうに思っております。その内容の答申を受けまして、市として額をどのような形で適用していくか、これは、これまでの住民説明会等の経緯も踏まえまして、市として決めていく必要があるのかなとは思っておりますが、そういった住民の皆様からの御意見があるということについても審議会の中でも取りまとめていただ

たらと思っております。なお、使用料の適用の時期については、答申の内容を踏まえて、市の方で決めていきたいなというふうに思っていますので、御理解いただきたいと思えます。

(会 長) よくわかる説明だったと思えます。この場では料金の水準の在り方を決めていただいて、いつどのようにしてあげていくかというのは、行政の方と住民との話し合いとか、あるいは行政の判断がありまして決めていくという、そういうことですよね。

(事務局) そうですね。

(会 長) はい、だからこの場の審議会の答申というのは使用料の在り方について皆さんから御意見をいただいてまとめていくということでございますので、よろしくをお願いします。

その他いかがでしょうか。

はいどうぞ。

(委 員) ○○と申します。

この前欠席をいたしておりまして、今日が初めてでございまして、今日は使用料の在り方ということで金額については今後、ということでございますけれども、今日説明を受けましたね。使用料の収入のところですね。維持管理費がこのまま行けば財源不足ですよという。それで在り方についてはそのうちに上げていこうと、工事が終わって黄色の部分を編入して、全て説明された通りだと思えるのですけれども、在り方については上げた方がよいと。ただ、時期についてはこの場では審議しませんと言いましたけれども、不足額が倍もあるのでしょうか。早々に決めなければ、どないかしないとあかんのんところがうんですか。これはいつまでも待てんでしょう。今日の審議ではいつまでに上げるかは決めないと言っておりますけれども、在り方についてはあげるべきだと大半の人が言っています。しかしながら、収入の倍以上の赤字が出るのであれば、早々に決めてもらわなければ、いつまでも補助をするのかということになりま

すのでね。そういうことも含めた形で、今回は協議ができないかも分かりませんが、早々に前向きにどないぞせなあかんという方向でお願いしたいなと私は思います。10年後に上げる話をしているのであれば、もちませんよ。私も2年ぐらい前に現場を見させていただきましたが、施設はかなり古くなっておりました。まだ作動はしてはいましたが、壁のところに亀裂が少し入っており、補修をしてはいました。これは早々に直さなければならぬと思っておりますけれども、やはりお金がかかりますのでね。

それから維持管理するにもお金がかかる。このことは、地元の方たちによく御理解をいただいて、早々に進めていくべきだと思います。

(会 長) 事務局いかがですか。

(事務局) 御意見ありがとうございます。〇〇委員さんがおっしゃるとおり、料金のことなど私たちも事業を預かっている立場といたしまして、こういう収支の財源不足が見込まれるという状況は非常に危惧をいたしております。料金の適用の仕方についても十分に課題を承知をいたしているところでございます。ですので、まず料金の在り方について御審議をいただいて、どのような形で適用していくか、この審議会の中でも意見がございましたら、御審議をいただいて、答申の内容に意見として付け加えていただけたら有り難いと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(会 長) 今のお話を聞くと、在り方をここで審議し、方針を決めて、次はどのようにして実施していくかというのは、答申の範囲に入っているのですか。

(事務局) 附帯意見として付けていただければ。

(会 長) 附帯意見としてですね。わかりました。

それをいただきましたので、ありがとうございました。

他にございませんか。

皆さんの意見を聞いていますと、大体のお考えというのはよく似てきたかなというふうな気がします。私の方で、簡単に今までのまとめをさせていただく

と、そういった意味では独立採算制、それから受益者の負担という、そういう原則がありまして、今までやってたような使用料の据え置きというのはもう考えにくいというところがございます。持続的な経営基盤を確保する観点から、少なくとも先ほどの説明にありましたように総務省が示す使用料水準ですね、富岡地区で使っておりますが、それとするのが望ましいというふうな方向性があると思うのですが、これでいかがでしょうか。

それで、先ほど〇〇委員から御意見が出ましたが、それをどのようにして実現していくかというところですが、諮問でそこまでは求められていないのですが意見が出ましたので、今まで市は、「ストックマネジメント計画を策定してから」と住民に説明をしていること。住民の皆さんは、供用開始後すぐに使用料が見直されるということは理解していないというふうな見解を示されておりますので、これから本当に公共下水になっていって、お金の問題も厳しい問題もありますから、市において、本審議会からの答申を受けて整合を図って調整をして対応していただくというふうなことを附帯意見として付け加えるという方向でいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同) 異議なし。

(会 長) はい、そういう方向で付け加えたいということで。

(委 員) 会長さん、私もそう進めていくべきだと思いますよ。思いますけども、いろいろな考え方がございまして、これは私の勝手な発言とさせていただいても結構ですけども、春日野の未整備地区の計画があるじゃないですか。これは行政側はどのように思っているのか知りませんが、これを見たときに、春日野地区の人は令和10年、15年、16年というところですね、下水道整備がありますね。今が令和6年、10年先に下水道の値段を上げてよいのではないかと考える人がいるかもわからんじゃないですか。整備が終わった時点で、これ自分の思いだけで言おうけん、こう思われては困るんです。行政側とした

ら、たちまち負担をしていかないかんのですね。だから、こういう一つの考えはあるということ、料金はこの1年のうちで決めて上げますよと。しかし、下水道については、処理施設に設備費もかかるんで、それが終わらなくても上げていって、それを積み立てておきましょうという考えが浮かんでくると思うんです。この議論をしていきよったら。阿南市が全て賄えれんよと、いう考えも出てくると思います。今日はこの審議の内容にはないかもわからん。しかし、そういう考え方もあるかもわからんということ、私は今、言っただけなんです。だから、この工事が完成する黄色の部分、編入される、そういうのも関係なしに、いろいろな諸々の経費等が余りにもようけかかるので、そういうことも考えていただいて、前向きに、早い時期で言えば3年ですよね。早い年度において決めていってほしいなと思います。

(委員) ちょっと確認ですが、この未整備である橋ノ本ですが、ここって未整備ということは、下水道の料金でないですよ。個別の収集ですね。

(事務局) 現在は、浄化槽のエリアになっております。

(委員) 値上げの部分については、この未整備期間は浄化槽の料金で個別にしていると思いますので、合併浄化槽があるときできたころかなと思います。対象者は今回の議論しているところはピンクの部分についての料金ですので、その整備の方は工事によって、その都度管理していきますから、また別の見解かという話になるのではないかと、思います。その点だけ確認したい。

(会長) それでよろしいですか。

(委員) はい、分かりました。私の発言の中で、黄色の部分と言ったところは撤回します。しかしながら、最初に言った料金、後の分については早々にかつ、前向きに考えていただくようお願いをさせていただきました。

(会長) わかりました。意見集約をするに当たって、今の内容でよろしいですか。

(事務局) ○○委員のご発言内容について、念のために確認をさせていただきたいと、思います。料金のあるべき水準につきましては、総務省から提言がなされている

水準、現在の富岡並みというふうな表現もできますが、それが望ましいのではないか、適用の時期については建設を待たずして適用するという事も考えていく必要があるのではないかとということでよろしいでしょうか。

(委 員) はい。

(事務局) ありがとうございます。

(会 長) はい、ありがとうございます。それからですね、使用料の在り方についてということで議論をいただきましたが、大体、意見はまとまったと思いますので、こういう方向で答申文案を作っていきたいと思います。

はい、どうぞ。

(委 員) すみません、〇〇です。先ほど冒頭に審議会の御意見をいただいてということで発言させていただきましたので、取りあえず今、最後の締めということでございますので、使用料の在り方については、審議会の御意見を十分参考にしながら、今後決めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

(会 長) ありがとうございます。

ここまでで、使用料についてということで議論いただいて取りまとめをさせていただきます。

次に、もう一つテーマがありまして、これは受益者負担金という問題でございます。これにつきましては、スライドでも説明いただきましたが、受益者負担金の賦課徴収は1回限りと、既に下水道を使用されている方については、施設の更新をもって受益者負担金を賦課・徴収することはできないということでもあります。

また、新たに下水道を整備する区域の方には、下水道が整備され、供用開始された後においては徴収する予定であるとのことでした。これは黄色のエリアですね。このことについて御意見等のある方は御発言をお願いしたいと思いますすがいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(委 員) 受益者負担金は富岡の場合はですね、確か駐車場も現実に負担をして建設したという事情がございますので、今回、新しい面積に入られるところについては、やはり負担していただく方向で検討していただきたいなと思います。

ただ、この料金とかそういう方向性だけ市の方で決めてもらえればと思います。

(会 長) 黄色のところですね、かなり先の話と思いますが、事務局いかがですか。

(事務局) 下水道課の松原でございます。黄色エリアについてでございますが、ここについては現在、浄化槽を使用しているということで、公共下水道が整備されて公共下水道の接続が可能となったときには、受益、恩恵が受けられるということで事業費の一部を富岡と同様にいただくようになると思います。基本的にこのスケジュールでいえば、黄色のエリアというのがスケジュールの一番端のところ、令和16年度から設計・新設工事、下水道未整備区域ということで、今のスケジュールでは16年度から整備に掛かる予定でございます。それで供用開始の前には、もう一度受益者負担金等審議会を開催させていただいて、この地区の受益者負担金の金額について、また御審議をいただくようになると思いますので、よろしくお願いいたします。

(会 長) はい、ありがとうございます。今回はピンクのエリアについては、受益者負担金を徴収しないという話でございます。

ほかに御意見ございますか。こちらはそんなに難しくない議論でございます。

よろしいでしょうか。

それでは皆さん御意見いただきましてありがとうございました。テーマとしたら使用料についてということと、受益者負担金についてということで、意見をまとめることができましたので、議題の審議につきましてはこれで終了とさせていただきます。

ほかに何かございますでしょうか。

ないようでございますので、それでは、本日の審議内容を踏まえて、私と事務局において答申文案を作成させていただきたいと思っております。

続きまして、今後の予定に関するお話をさせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 御審議をいただきありがとうございます。

それではもう一点、御審議をいただきたいことがございます。今後の予定等について、ということでございますが、本日、委員の皆様方からいただきました御意見を取りまとめ、答申文案を作成させていただきたいと思っております。

この答申文案の確認方法についてでございますが、改めて会議を開催して確認していただく方法と、もう一つが文案を送付して確認していただく方法とがございますが、いかがいたしましょうか。

(会長) それでは皆さんに御意見を伺いたいと思っております。答申文案の確認ですが、一つは審議会を開催、もう一つは文案送付して確認するという二つでございますがどのようないたしましょうか。

(委員) 文案送付で。

(会長) はい、ありがとうございます。今、文案送付という御意見が出ましたが、よろしいでしょうか、皆さんいかがですか。

(委員一同) お願いします。

(会長) はい。但し、もし文案を見ていただいて、もう一回開催する必要がある場合は会議を開きますか。

(事務局) 答申文案について大幅な修正等の御意見が出てきた場合は、もう一度審議会を開催する必要があると思っておりますが、軽微な変更であれば、御意見を反映させることができると思っておりますので、その辺りは、一度お送りさせていただいて御意見をいただいた上で会長と御相談させていただき、審議会を開催するかどうかを判断させていただきたいと思っております。

(会長) ありがとうございます。そういう方向性で皆さんいかがですか。

(委員一同) はい。

(会 長) ありがとうございます。そうしましたら、まずは答申文案を送付させていただきますので、御確認のほど、よろしく申し上げます。

本日予定していました議題の審議はこれで終了ということになります。

委員の皆様、スムーズな議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。

それではマイクを事務局にお返しします。

(事務局) ありがとうございます。それでは、会長と事務局において答申文案が作成され次第、郵送にて委員の皆様方に文書で御確認をさせていただきたいと思っておりますので、お手数をお掛けしますがよろしく願いいたします。会長様ありがとうございました。委員の皆様には長時間にわたる議論をいただきましてありがとうございました。本日の会議はこれもちまして閉会とさせていただきます。

午後2時53分 閉会